平成２２年（フ）第１２８号
熊本県八代市迎町２丁目３号11番地
債務者　茂吉　生男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１２９号
熊本県八代市古城町2347番地５―201
債務者　村上　法幸
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１５７号
栃木県栃木市大平町西野田177番地３
債務者　大豆生田勉
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６２号
栃木県上都賀郡西方町大字真名子680番地18
債務者　寺崎　　清
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６４８号
川崎市多摩区東生田２丁目４番６号　パークビュー向ヶ丘301
債務者　田淵　敦子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
岡山市中区国富744番地
債務者　堀田知佐子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９２号
岡山市南区浜野１丁目２番３号―101号室、前住所岡山市南区新保1105番地４　レインボーハイツ201
債務者　副島　敬輔
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1074番地　市営朝日ヶ丘住宅Ａ―206号
債務者　廣岡ゆき江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１６８７０号
東京都足立区関原１丁目４―29
債務者　佐藤　正照
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８８１号
東京都豊島区池袋１丁目12―10松本方６号
債務者　高橋　哲哉
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９４８号
東京都東村山市富士見町３丁目26―３―102
債務者　山口　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９４９号
東京都足立区入谷１丁目５―１―709
債務者　伊藤　廣行
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５３号
東京都大田区東六郷１丁目７―４―202
債務者　宮崎　忠志
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９７１号
東京都世田谷区上馬１丁目５―10―604
債務者　山本　公子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９９９号
東京都杉並区桃井１丁目40―15―103
債務者　中島　昭彦
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部